

## 生徒・保護者への支援について

### 1 <参考>系魚川市就学援助制度（現行制度）

◎ 援助の対象となる世帯

児童扶養手当の支給対象、市民税非課税世帯、収入が著しく減少した世帯、  
総所得額が市の定める基準以下の世帯 など

◎ 援助対象費目

学用品費、通学用品費、新入学準備、校外活動費、体育実技用具 など

### 2 系魚川市地域クラブ活動における支援

◎ R8に実施方法を検討

◎ 援助対象は市就学援助制度に準ずる（就学援助対象世帯）

◎ 対象経費は地域クラブ活動の参加費及び保険料など

## 指導者謝金の取扱いについて

◎ 源泉徴収及び支払い証明書類の発行が必要

「技芸、スポーツ、知識等の教授・指導料」該当 源泉徴収率 10.21%  
※交通費を含む場合、交通費分も源泉徴収対象

◎ 各クラブで源泉徴収・納税対応が必要

◎ 地域クラブへの説明会の開催

